

# 軽自動車税(種別割)の税率

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者または使用者に当該年度分が課税されます。

## ◎原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪、二輪の小型自動車の税率

車両種別		税額
原動機付自転車および小型特殊自動車	50ccまで	2,000円
	90ccまで	2,000円
	125ccまで	2,400円
	農耕用	2,400円
	小型特殊	5,900円
	ミニカー	3,700円
二輪(ボートトレーラーを含む)	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

## ◎三輪および四輪以上の軽自動車の税率

車両種別		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗 用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

※最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用するときを受ける検査をいいます。  
 ※最初の新規検査から13年を経過した車両は、重課税率が適用されます。(電気自動車等や被けん引車には適用されません)  
 ※平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両は、車検証に年しか記載されていないため、その年の12月を基準として判定します。

## 軽自動車税(種別割)の税率を軽減する特例措置【グリーン化特例(軽課)】

対象: 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した、排出ガス性能と燃費性能の優れた環境負荷の小さい四輪と三輪の軽自動車。(新車に限る)

### ◆特例措置後の税率

#### ①税率約75%軽減

- ・電気自動車
- ・天然ガス自動車で、平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

#### ②税率約50%軽減

- ・平成30年排出ガス規制に適合し、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車、または平成17年排出ガス規制に適合し、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ、令和12年度燃費基準を90%以上達成しているもの(揮発油を内燃機関の燃料とする営業用軽自動車で乗用のものに限る)

#### ③税率約25%軽減

- ・平成30年排出ガス規制に適合し、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車、または平成17年排出ガス規制に適合し、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ、令和12年度燃費基準を70%以上達成しているもの(揮発油を内燃機関の燃料とする営業用軽自動車で乗用のものに限る)

### ◆特例措置後の税額(令和5年度)

車両種別		①約75%軽減	②約50%軽減	③約25%軽減
三輪		1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	適用なし
	貨物用	営業用	1,000円	適用なし
		自家用	1,300円	適用なし